
第1章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

我が国は、戦後経済発展に伴い、大量生産・大量消費・大量廃棄を続けてきました。その結果、化石燃料等多くのエネルギーを使い、地球温暖化を招き、最終処分場を逼迫させ、様々な環境問題を引き起こしてきました。このため、今日、廃棄物の問題は、石油等天然資源の消費を抑制しつつ環境への負荷をいかに低減させるかという環境問題であるという認識に基づき、循環型社会の構築に向けた様々な取組が求められています。

循環型社会の形成のため、国では、平成24年4月に「第四次環境基本計画」、平成25年5月に「第3次循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物処理施設整備計画」を改定し、循環型社会のみならず低炭素社会の形成や、地震や水害によって稼働不能とならないよう施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進した廃棄物処理システムの確保などを求めています。

本市は、平成18年3月に策定した「茨木市一般廃棄物処理基本計画」について、平成24年3月に中間見直しを行い（以下、中間見直し後の計画を「旧計画」という。）、ごみ処理に係る長期的・総合的な方向性を明らかにするとともに、ごみの減量化・再資源化に向けた目標値と市・市民・事業者の役割を示し、ごみの減量化・再資源化を推進してきました。

本市のごみ量は、平成18年度のごみ袋透明化や平成19年度の臨時ごみ処理手数料導入後の効果により平成19年度に大きく減少したのち、緩やかに減少を続けています。その結果、全体のごみ排出量と1人1日当たり家庭系ごみ排出量は旧計画の削減目標を前倒して達成しましたが、事業系ごみ排出量、資源化率、最終処分量は達成できていない状況となっています。

旧計画に基づき、粗大ごみの区分変更、化粧びん及び古着・古布の分別収集を実施（平成25年度モデル事業、平成26年度完全実施）していますが、今後ともごみの減量化・再資源化を推進する必要があります。

一方、水環境の保全については、下水道による生活排水処理に加え、平成25年度から山間部で浄化槽市町村整備推進事業を開始しています。平成26年度において生活排水処理率が約98%となっており、100%達成に向け生活排水の速やかな処理や汲み取り便所、単独処理浄化槽から公共下水道や合併処理浄化槽への切り替えを推進し、身近な生活環境の改善を図る必要があります。

このような現状を踏まえつつ、旧計画が平成27年度に目標年度を迎えることから、本市の一般廃棄物処理における今後10年間の指針として、本計画を新たに策定します。

なお、策定にあたっては、「第5次茨木市総合計画」、「茨木市環境基本計画」に掲げるまちの将来像・環境像とこれまでの取組成果、市民・事業者との協働を踏まえるものとします。